

福島第一原子力発電所における窒素供給装置（予備機）用の ディーゼル発電機からの燃料油（軽油）の漏えいについて（続報）

平成 24 年 7 月 21 日
東京電力株式会社

当社福島第一原子力発電所において、平成 24 年 7 月 20 日午後 6 時 20 分頃、予備の窒素供給装置（高台窒素ガス分離装置）用のディーゼル発電機周辺から燃料油（軽油）が漏えいしていることをパトロール中の当社社員が発見しました。

原子炉施設保安規定^{*1}においては、予備の窒素供給装置（ディーゼル発電機を含む）が動作可能であることを定めており、午後 7 時 14 分、原子炉施設保安規定で定める「運転上の制限」^{*2}を満足していないと判断しました。

（平成 24 年 7 月 20 日お知らせ済み）

その後、予備のディーゼル発電機を当該の窒素供給装置に配線接続し、平成 24 年 7 月 21 日午前 1 時 48 分、窒素供給装置を起動して運転確認を行い、問題のないことを確認しました。これにより、午前 2 時 29 分、運転上の制限を満足する状態に復帰したと判断しました。

今後も引き続き、冷温停止状態の維持、プラントの安全確保に万全を期してまいります。

以 上

* 1 原子炉施設保安規定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき、原子炉設置者による原子力発電所の安全運転及び安定状態の維持にあたって遵守すべき基本的事項（運転管理・燃料管理・放射線管理・緊急時の処置・「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理など）を定めたもので、国の認可を受けている。

* 2 運転上の制限

原子炉施設保安規定では、原子炉の運転に関する多重の安全機能の確保及び原子力発電所の安定状態の維持のために必要な動作可能機器等の台数や遵守すべき温度・圧力などの制限が定められており、これを運転上の制限という。保安規定に定められている機器等に不具合が生じ、一時的に運転上の制限を満足しない状態が発生した場合は、要求される措置に基づき対応することになっている。